

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第92号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「所属職員」の次に「（担当部長（アジア・アジアパラ競技大会に係る総合調整）を含む。）」を加える。

第 8 条第 1 項の表総務局の項中

「

市立大学病院	1	市立大学病院に係る企画及び調整に関すること。	1
--------	---	------------------------	---

を

」

「

アジア・アジアパラ競技大会に係る総合調整	1 アジア・アジアパラ競技大会に係る総合調整に関する事	1
市立大学病院	1 市立大学病院に係る企画及び調整に関する事	1

に改める。

」

第9条第1項の表総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部事業調整の項を次のように改める。

事業調整	1 アジア・アジアパラ競技大会の開催都市業務に関する事。 2 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関する事。 3 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関する事。	6
------	--	---

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。